



太宰府天満宮参道景観保全地区における建築基準法の緩和

① 取組概要

太宰府天満宮参道は、現代建築物と江戸から大正時代にかけての歴史的建造物で形成されている街並みです。そして、そのほとんどの建物には、雨や日差しから参詣者を守るために、参道上に突き出す下屋庇がつくられています。

この下屋庇は、明治28年以前から存在し、更新されながら現代に引き継がれてきたもので、太宰府天満宮参道らしい景観となっています。



下屋庇の形状は、各店舗とも異なりますが、幅1～2mほどの庇が参道に沿って続いています。



約250mの参道両側の歩道には、下屋庇による影がつくり出されています。

この下屋庇は、建築基準法第44条（道路内の建築制限）に適合していないことが長年の課題でしたが、下屋庇がある建物を景観重要建造物に指定することで、同法第85条の2（景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和）による制限の緩和を受けることができました。

よって、太宰府天満宮参道らしい景観は維持され、今夏も猛暑日の連続記録・最多日数を出すほどの眩しい日差しから参詣者を守っています。